

# 一括契約制度

浄化槽管理の3大義務 **保守点検** **清掃** **法定検査** を一括管理！

埼玉県生活環境保全協同組合がお客様との窓口業者となり、維持管理の3つの約束である保守点検・清掃・法定検査、それぞれの契約を1つの契約書で締結することができます。

## 個々での契約



## 彩の国楽チン浄化槽 一括契約制度



契約

保守点検業者、清掃業者、法定検査機関  
の3社とそれぞれ契約

窓口業者（埼玉県生活環境保全協同組合）  
1社でOK

支払い

保守点検業者、清掃業者、法定検査機関  
の3社それぞれに支払い

窓口業者（埼玉県生活環境保全協同組合）  
1社でOK  
※ 清掃費用に関しては従来通り

管理

保守点検業者、清掃業者、法定検査機関  
の3社それぞれに依頼し維持管理を行う

窓口業者（埼玉県生活環境保全協同組合）  
1社が保守点検、清掃、法定検査を総合的に管理

### 保守点検

浄化槽の点検・調整・修理を  
します

### 清掃

浄化槽内の汚泥を引き抜き、  
処理場へ搬送します

### 法定検査

浄化槽維持管理が適正に行われ  
ているかの機能診断と水質検査  
をします



年4回  
以上実施



年1回  
以上実施



年1回  
実施

# 浄化槽の維持管理 Q&A

**Q1** 保守点検業者が定期的に点検に来ています。それでも「法定検査」を受けないとダメですか。

**A1** 「法定検査」は年1回実施するよう義務付けられています。

「保守点検」は、浄化槽の装置を調整し、消毒薬を補充する作業で、浄化槽の機能を最大限に活かすために行います。車に例えると、日常点検や6か月点検、オイル交換に相当します。一方、「法定検査」は、浄化槽の総合的な診断を行い、処理水が適切に浄化されていることを確認します。車の「車検」に相当し、浄化槽は検査場まで持ち込めないため、資格を持った検査員（指定採水員）が自宅まで訪問して検査を行います。

法定検査の料金は、家庭用の浄化槽（10人槽以下）で5,000円（非課税）です。アパート、事業所などの11人槽以上の場合については、組合にお問い合わせください。

**Q2** 清掃は年1回以上必要ですか。

**A2** 必要です。

浄化槽内の微生物は汚水の汚れを分解します。しかし、使用中は、微生物の活動が活発化され余剰汚泥が蓄積されます。この汚泥が増えると、浄化槽の機能が低下し、悪臭が発生することがあります。臭いが感じられなくても、汚泥を引き抜かないと、取り除くのに高額な費用がかかることもあります。

**Q3** 一括契約をすると、これまでと何が変わりますか。

**A3** 浄化槽をより良い状態で使用でき、長持ちさせることができます。

通常は、浄化槽管理者（お客様）が法定検査の結果通知書を保守点検業者や清掃業者に提示します。一括契約の場合は、契約に基づき自動的に法定検査の結果や保守点検、清掃の状況といった情報が業者間で共有され、それぞれの業務に活かされるようになります。その結果、浄化槽の機能が常時発揮されるとともに、故障なく長く使用できることにつながります。

もっと詳しく！  
法定検査のおはなし



日本酒で  
検証！

## BODとは？

水質の汚染を示す指標の一つで、水の汚れ（有機物）を微生物が分解する際に必要な水中の酸素量の値です。BODの値が大きければ大きいほど、水質が悪いことがわかります。

## 保守点検

透明度はOK  
判定：**異常なし**



日本酒

## 法定検査

BOD 基準値超過  
判定：**水質不良**



法定検査は、保守点検だけでは分からない、水質の検査ができます。この結果を基に保守点検業者が機能調整や清掃の時期の見直し、浄化槽管理者（お客様）への生活排水のアドバイスを行うなど、より良い水質の確保に努めます。

埼玉県生活環境保全協同組合 は、浄化槽保守点検 の 県内唯一の団体です

埼玉県生活環境保全協同組合

TEL : 048-711-6433

FAX : 048-711-6843

埼玉県さいたま市中央区大戸4丁目10番8号 ドミール大戸 103号室

お問い合わせはお電話またはHPまで

048-711-6433

